

三井住友海上火災保険株式会社

広報部 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9
TEL: 03-3259-3111(代表)
www.ms-ins.com

2018年4月2日

～ダイバーシティ&インクルージョンを加速～

育児休業期間の延長と「MSクラウドソーシング」の本格開始について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原典之）は、4月から、子供が保育園に入所できない場合の育児休業期間を、子供の年齢が「満2歳まで」から「満3歳まで」に延長可能とします。さらに、育児休業中の社員が育児等の合間を有効活用し、自宅で臨時就業できる「MSクラウドソーシング」を制度化し、本格開始します。

これにより、社員がより安心して保活に取り組める環境を整備すると同時に、育児休業期間中に就業を希望する社員の働く意欲に応え、円滑な職場復帰をサポートします。

三井住友海上は、多様な社員一人ひとりの能力や強みを最大限発揮できる環境を整備し、さらなる生産性の向上に努めていきます。

1. 育児休業期間の延長について

当社は、子供が保育園に入所できない場合の育児休業期間を、子供の年齢が「満2歳まで」から「満3歳まで」に延長可能とし、社員がより安心して職場復帰できる環境を整備します。

- (1) 開始日： 2018年4月
- (2) 対象者： 子供が保育園に入所できない育児休業中の社員
- (3) 変更内容：

	2018年3月31日以前	2018年4月1日以降
育児休業期間	子供の年齢が満1歳まで	子供の年齢が満1歳まで
育児休業延長期間	子供の年齢が満2歳まで	子供の年齢が満3歳まで

2. 「MSクラウドソーシング」の本格開始について

育児休業中の社員が、育児等の合間を有効活用し、自宅で臨時就業できる制度です。業務スキルを維持できるほか、職場とのコミュニケーションを通じて、職場の状況や業務内容等の変化を把握することができ、円滑な職場復帰に役立てることができます。

- (1) 実施時期： 2018年4月
- (2) 対象社員： 育児休業を取得し、かつ原則産後6カ月を経過している社員
- (3) 勤務形態： ①就業日：平日のみ
②就業時間帯：8時～22時
③就業時間上限：1カ月間に50時間以内かつ1日5時間以内
- (4) 業務内容： 所属する各職場にて依頼する、臨時的かつ非継続的な業務
- (5) 給与： 所定の基準に基づき成果給を支給

3. 制度開始の背景

当社は、2016年10月から、多様な働き方の実現に向けて、在宅勤務の拡充や全社員を対象としたテレワークを導入するなど、社員一人ひとりの事情に配慮した職場環境の整備を進めてきました。近年、子育てをしながら働く女性が活躍する一方、待機児童問題など、育児休業中の社員が予定通りに職場復帰できず、やむを得ず育児休業期間を延長するケースが発生しています。

こうした状況の中、当社は、育児休業中の社員がより安心して職場復帰できるよう、新たな支援策を導入し、多様な社員がより一層活躍できる体制を整備することとしました。

以上